

呉市

子ども虐待対応 ガイドライン

〔第4版〕



目次

1 子ども虐待の定義

- (1) 子ども虐待とは 1
- (2) 子ども虐待が起こりやすい家庭の特質 3
- (3) 虐待の子どもへの影響 4

2 虐待への気づき

- (1) 子ども虐待の判断と通告義務 5
- (2) 通告・相談 6
- (3) 子ども虐待早期発見の観察のポイント 7

3 虐待通告・相談後の対応の流れ

- (1) 発見から通告までの流れ 9
- (2) 通告から支援までの流れ 9
- (3) 対応の仕方・話の聞き方 13

4 要保護児童対策地域協議会

- (1) 対象 17
- (2) 協議会の構造 18
- (3) 協議会のメリット 19

資料

- 子育てに関する相談窓口一覧 22
- 広島県共通リスク・アセスメントシート 23
- 一時保護に向けてのアセスメントシート 25
- 一時保護に向けてのフローチャート 26
- 関係法令 27

1 子ども虐待の定義

(1) 子ども虐待とは

児童虐待の防止等に関する法律（以下、児童虐待防止法といいます）第2条では、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいいます）が、その子ども（18歳に満たない者）に対して行う、次の行為を児童虐待と定義しています。

身体的虐待

子どもの身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること

- 外傷とは、打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこによる火傷 など
- 暴行とは、首を絞める、殴る、蹴る、激しく揺さぶる、熱湯をかける、風呂でおぼれさせる、戸外に閉め出す など

性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、またはさせること

- 子どもへの性交、性的行為、性的行為の強要・教唆 など
- 性器や性交を見せる
- ポルノグラフィーの被写体等になることを子どもに強要する など

ネグレクト

著しい減食または長時間の放置、保護者としての監護を著しく怠ること

- 子どもの健康・安全への配慮を怠っている
 - ・重大な病気になっても病院に連れて行かない
 - ・乳幼児を家に残したまま度々外出する、乳幼児を車の中に放置する など
- 子どもの意思に反して学校に登校させない
- 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢 など
- 子どもを遺棄したり、置き去りにする など



心理的虐待

子どもに対する著しい暴言、拒絶的な対応、面前 DV（子どもが同居する家庭における配偶者への暴力）、その他子どもに著しい心理的外傷を与える行為

- 言葉による脅かし、脅迫、子どもの心を傷つけることを繰り返し言う
- 子どもを無視したり、拒否的な態度を示す
- 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする
- 配偶者やその他の家族などに対して暴力を振るう など

DV（ドメスティックバイオレンス）との関係

DV とは

親密な間柄での暴力という意味で使われます。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」では、配偶者（男性・女性を問いません。事実婚や元配偶者も含みます）間の暴力と位置づけています。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力など重なりながら繰り返されることが多いとされています。

子どもに及ぼす影響

DVは子どもの成長にとって大切な安全・安心を根底から壊してしまい、子どものこころやからだに様々な影響を与えます。児童虐待防止法では「児童が同居する家庭における配偶者への暴力」は、子どもへの心理的虐待に含まれます。

特殊な児童虐待

○虐待による頭部外傷（AHT）

虐待による脳、脊髄、頭蓋等の損傷の総称として 2009 年に米国小児科学会が提唱。乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）はその一つです。

○親子心中

子どもが親の都合で死を強要される虐待。平成17年から虐待死の統計にあげられています。

○代理ミュンヒハウゼン症候群（MSBP）

子どもの病的状態を故意につくり、献身的に看病する保護者を演じることで周囲に認められ、精神的安定を得ようとしています。

(2) 子ども虐待が起こりやすい家庭の特質

子ども虐待はいろいろな要因が絡み合っていると考えられています。そのために、虐待のリスク要因を把握して、適切な支援に結び付けて対応することで、子ども虐待の発生や重症化を防ぐことができます。

保護者側のリスク要因

- 望まない妊娠，出産
- 子どもへの愛着形成が十分行われていない
- 攻撃的，衝動的
- 精神障害，知的障害，慢性疾患，アルコール依存症，薬物依存症
- 育児に対する不安や日常的な生活の不安が強い
- 子どもへの過剰な期待や保護者の特異的な育児観

子ども側のリスク要因

- 乳児
- 未熟児
- 慢性疾患，発達の遅れ，障害がある
- 何らかの育てにくさがある

養育環境のリスク要因

- 経済的困窮
- 社会的孤立
- 未婚を含むひとり親家庭
- 内縁者や同居人がいる家庭
- 親族などの身近な支援者がいない
- 転居を繰り返す家庭
- 夫婦の不和，配偶者からの暴力（DV）

その他リスクが高いと想定される場合

- 妊娠届が遅い，妊娠中の健診を受けていない，母子健康手帳の交付を受けていない
- 定期的な乳幼児健診を受けていない
- きょうだいに虐待がある
- 関係機関からの支援の拒否

(3) 虐待の子どもへの影響

身体的影響

- 打撲，熱傷など外から見える傷
- 骨折，鼓膜穿孔，頭蓋内出血など外から見えない傷
- 栄養障害，体重増加不良，低身長
 - *愛情不足で成長ホルモンが抑えられ，成長不全になることがあります。

知的発達面への影響

- 安心できない環境で落ち着いて学習できない，ネグレクトの状態に登校がままならないなど，知的発達が十分得られないことがあります。
- 保護者が言葉かけや遊び（子どもの知的発達を促す適切な関わり）をしなかったり，逆に年齢にそぐわない過大な要求をすると，子どもの知的発達を阻害してしまうことがあります。

心理的影響

- 対人関係の障害
 - 保護者との愛着形成が困難な場合，他人と対人関係が不安定になり，誰にでもなれなれしくしたり，人を怒らせたりします。
- 低い自己評価
 - 自分が悪いから虐待されると思い，自己肯定感を持ってません。
- 行動コントロールの問題
 - 暴力を受けた子どもは暴力で問題を解決しようとして，攻撃的な行動が見られます。
- 多動
 - 虐待的な環境で養育されると刺激に過敏になり，ADHDに似た症状が出る場合があります。
- 心的外傷後ストレス障害（PTSD）
 - 受けた心の傷（トラウマ）は適切なケアを受けないまま放置されると心的外傷後ストレス障害（PTSD）として残り，何度も怖い体験を思い出すなど，不安や緊張が高まることがあります。
- 偽成熟性
 - 大人の顔色を見ながら生活し，ある面では大人びた行動をとることがあります。一見よくできた子どもに思える一方で，思春期に問題が表出することがあります。
- 精神的症状
 - 虐待による心の傷により，記憶障害や意識がもうろうとした状態，離人感（自分が自分でないような感覚）が見られることがあります。さらに強い防衛反応として解離（自分が自分であるという感覚が失われている状態）が発現することがあります。

2 虐待への気づき

(1) 子ども虐待の判断と通告義務

虐待の判断は、子どもの立場・視点に立って考え、判断します。保護者が一生懸命で、その子をかわいいと思っていても、子どもにとって有害な行為であれば虐待になります。

子ども虐待を発見した、または疑われる状況に気づいたら、国民の義務として速やかに通告します。

【通告義務】

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに市町村もしくは児童相談所に通告しなければならない。

(児童虐待防止法第6条第1項)

○通告元の秘密漏洩の禁止

躊躇することなく虐待の通告が行えるように、児童虐待防止法第7条に通告元の秘密漏洩の禁止の規定があります。

一方、子どもを支援する機関で虐待が発見された場合、子どもの安全確保を優先し、今後の対応や支援機関と保護者の関係を悪化させないために、通告したことを保護者に伝えてもらう場合があります。

子ども虐待の早期発見は 子どもを支援する支援者の責務

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係ある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

(児童虐待防止法第5条第1項)

※情報の提供は、守秘義務等に関する法律に違反しません。
※放課後児童会の指導員もこの条文に含まれます。



(2) 通告・相談

子ども虐待が疑われる時は、速やかに通告します。情報を組織内で判断し、対応することが重要になります。そのために、子ども虐待が疑われる場合の対応のルールを決めておくことが必要です。

通 告

伝える内容

分かる範囲で具体的に

- 「いつ」「どんな場面で」「どのようなことを」「誰が」している
- 子ども、保護者の状況

確認事項

- 通告後の対応について、通告した機関と通告を受理した機関で、当面の対応を決めます。
- 子どもの安全確認や保護者からの聞き取り、相談への繋ぎなどを通告した機関がその役割を担うことがあります。

重症度・緊急度が高い場合 *次ページ参照

- 重症度・緊急度が高い場合は、西部こども家庭センターに通告します。
- 子どもの生命が危ぶまれる場合は、警察（110番）や救急（119番）への通報を優先します。
- 一時保護などの対応が必要と考えられる場合は、できるだけ早く通告します。

呉市の通告・相談窓口

こども家庭相談課（呉市こども家庭センター）

TEL (0823) 25-3599

（休日、夜間は児童家庭支援センター明日葉に転送）

児童相談所

広島県西部こども家庭センター （緊急度が高い場合）

*緊急度が高い場合とは次ページの**朱書き**に当てはまる場合などをいいます。

TEL (082) 254-0381

(3) 子ども虐待早期発見の観察のポイント

虐待の対応が必要となるもの

一時保護等の対応が必要になる可能性及び緊急度が高いものは **朱書き**

生命の危険があるような、治療が必要なケガ など

- ・ 頭や顔のケガ
- ・ 腹部のケガ
- ・ 窒息の危険
- ・ 骨折
- ・ 火傷

子どもの生命に危険があるような行為

- ・ 乳幼児を激しく揺さぶる
(乳幼児揺さぶられ症候群)
- ・ 殴る、蹴る、投げる
- ・ 踏みつける
- ・ 首を絞める

保護者や子どもが自殺を企てる、ほのめかす

子どもを殺してしまいそうなどの訴えがある

子どもが性的な被害を受けている

- ・ 身体を触る、触らせる
- ・ 性器や性交を見せる

脱水症状や栄養不足による衰弱

- ・ 著しい体重減少がある

子どもの姿が未確認

- ・ 学校や保育所等を不明確、不自然な理由で休む
- ・ 家庭訪問時に子どもに会わせない
- ・ 乳幼児の安全確認ができない

繰り返される不自然なケガ

- ・ 一貫しない説明、症状との食い違い
- ・ 打撲傷、裂傷などのケガが続く

症状が重く、すぐに治療が必要だが、未受診

- ・ 乳幼児の感染症や嘔吐下痢、重症の疾患

乳幼児を放置している

- ・ 家や車内に乳幼児を置き去りにする

生活が維持できないほどの困窮

- ・ 食べる物がない、ライフラインが止まっている

面前でのDVやきょうだいへの虐待

- ・ 保護者やきょうだいへの暴力を見る

子どもが保護を求めている

- ・ 家に帰りたがらない等差し迫った状況がある

虐待が疑われるもの

繰り返されるケガや事故

- ・理由は明らかだが、改善しない
- ・子どもが保護者をかばう発言がある

異常な食欲

- ・給食をガツガツ食べる
- ・異食がある

必要な支援の拒否

- ・関係機関の家庭訪問を拒否する
- ・居留守など接触が難しい

衛生面に問題がある

- ・不潔な衣服を着ている、異臭がする
- ・家の中がゴミでいっぱい、不衛生

保護者への恐怖感や拒否感が子どもにある

- ・保護者の前で表情を失う、固まる
- ・保護者に従順すぎる

きょうだい間の差別がある

- ・きょうだい間で衣服や食事に差がある
- ・その子にだけ拒否感がある

健診や予防接種、必要な治療を受けない

- ・勧めても健診や予防接種を受けない
- ・子どもに治療が必要な状態でも受診しない
- ・むし歯が多い

虐待の可能性のあるもの

子どもに気になる行動、様子がある

- ・繰り返し嘘をつく
- ・誰かれなくなれなれしい、ベタベタする
- ・年齢不相応な幼さ
- ・言葉遣いや行動が乱暴

子どもが非行傾向にある

- ・万引き、盗み
- ・深夜徘徊、家出

保護者や子どもの精神状態が不安定

- ・気分が波がある
- ・落ち着きがない
- ・うつ的

子どもが体の不調を訴える

- ・夜中に目が覚める、眠れない
- ・体の不調を頻繁に訴える、保健室に頻繁に訪れる

子どもに性的関心の高さ、性的逸脱行動がある

- ・年齢不相応な性の知識や体験を話す
- ・不特定多数との性交渉がある

家庭が近隣から孤立している

- ・近隣との付き合いや交流を持たてがらない
- ・近隣とのトラブルが頻繁にある

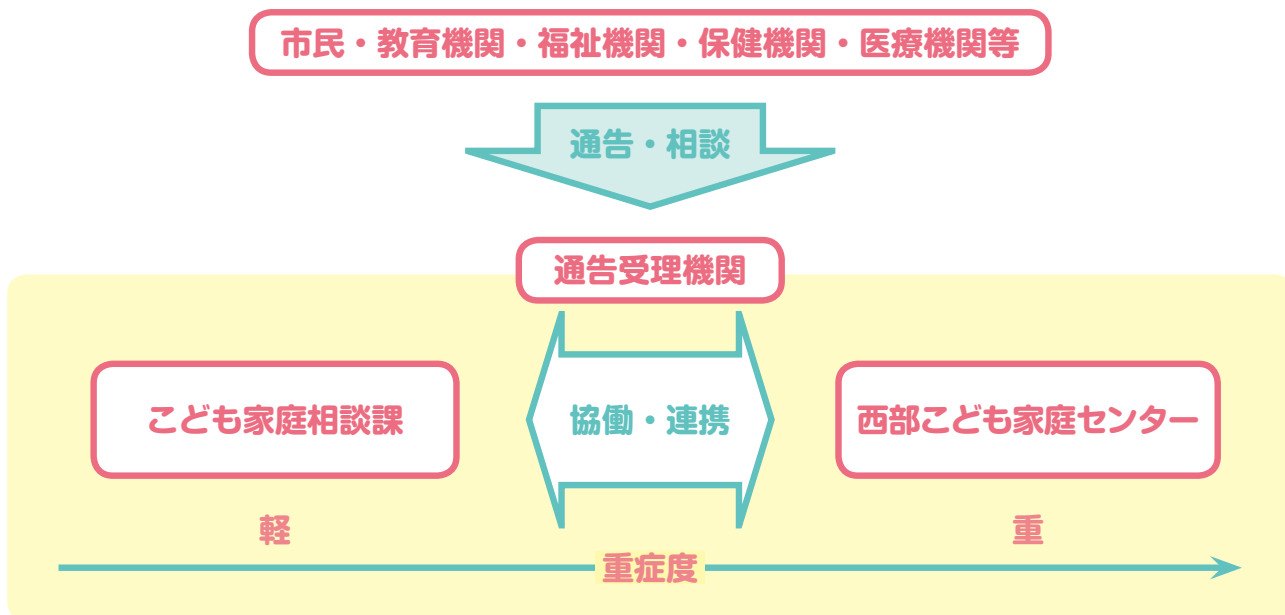
夫婦関係や親族との関係がうまくいっていない

- ・育児について相談する相手がいない
- ・育児負担が大きい、親族などの支援がない

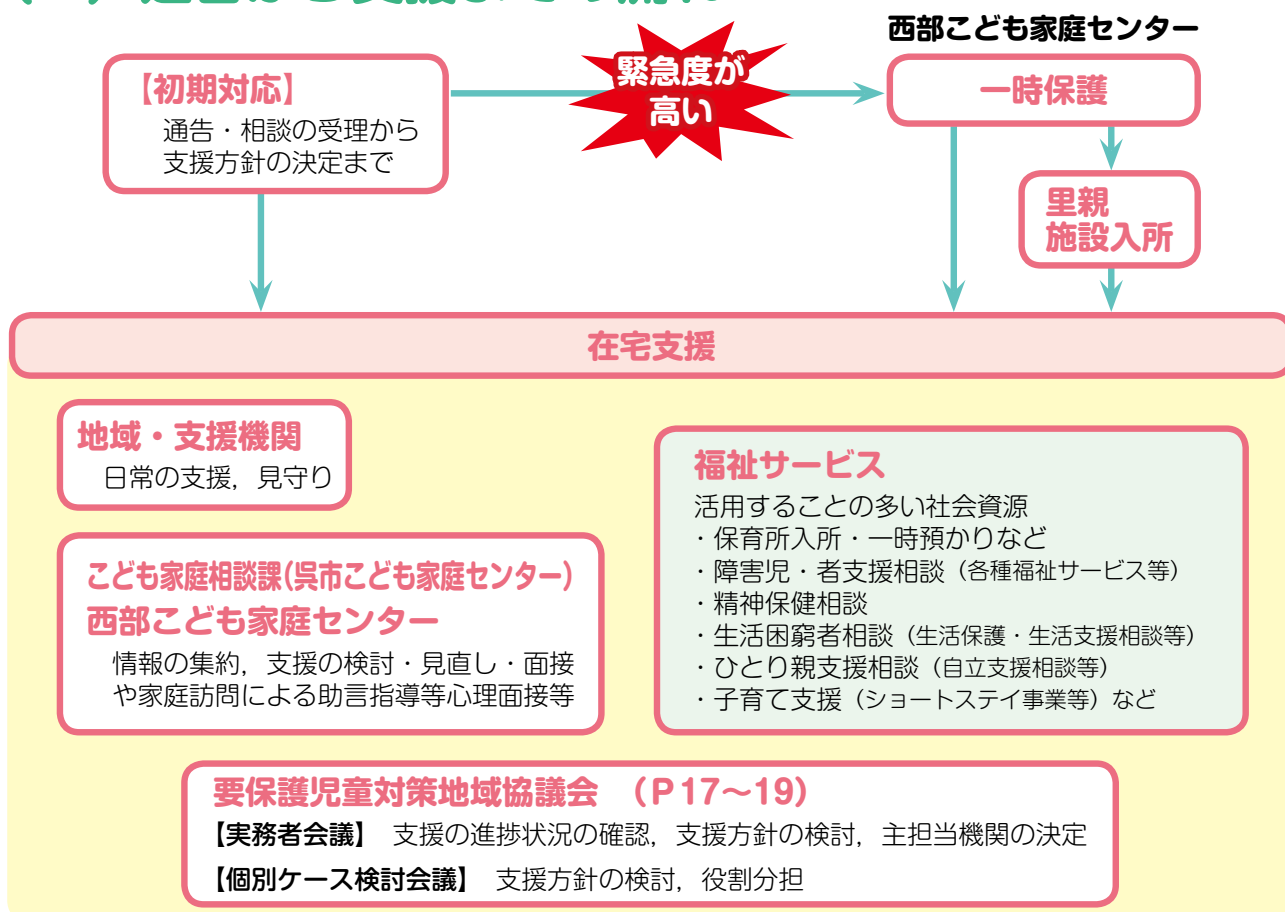
保護者に薬物やアルコールなどの問題があり、子どもの養育に影響している

3 虐待通告・相談後の対応の流れ

(1) 発見から通告までの流れ



(2) 通告から支援までの流れ



初期対応

【通告・相談の受理】

虐待通告の意図がなくて連絡・相談した場合であっても、通告受理機関が虐待を疑った場合には、通告ととらえ対応します。

【受理会議】

- ・ 緊急度の判断
- ・ 調査すべき内容の確認
- ・ 子どもの安全確認の方法の決定
- ・ アセスメントと支援方針の決定（参考：資料 P23～26 広島県共通リスク・アセスメント，一時保護に向けてのアセスメントシート・フローチャート）

【調査】

子どもの安全に関するリスクや必要な支援を判断するため、こども家庭相談課が電話や訪問等で聴取します。

- ・ 世帯の基本的情報
- ・ 子どもの所属機関における状況
- ・ 母子保健の状況
- ・ 地域での家庭状況
- ・ その他の支援機関による関わり

【安全確認】

直接目視することが基本であり、48 時間以内に行うこととしています。

【支援方針の決定】

アセスメントを行い、支援方針を決定します。重症度や緊急度が高い場合は西部こども家庭センターと協働，連携します。

(在宅) 支 援

【子どもへの支援】

子どもは辛さや恥ずかしさ、恐怖心などから虐待の事実を話せなかったり、自分が悪いと思いついでいることがあります。子どもに安心感を与え、虐待の事実を話してしまったことへの罪悪感を抱かせないように配慮し、気持ちを受け止めます。

子どもの状況に合わせて、安心して過ごせる場所で、見守りサポートしていく体制づくりに取り組みます。

【保護者への支援】

子どもに問題行動や発達課題がある場合には、そうした行動への理解が持てるような専門機関を紹介するなど、対応について一緒に考えていきます。

【関係機関とのネットワーク】

虐待の背景には、子どもと保護者に様々な問題が存在します。子どもと保護者を取り巻く支援機関が専門性を活かし、それぞれの立場で機能するネットワークを構築していくことが必要です。

緊急度が高い場合は、西部こども家庭センターと対応します。

保護者自身が心身の不調や育ちの課題、夫婦関係や経済的不安、社会からの孤立など多くの問題を抱えていることがあります。家庭訪問や面接等で保護者理解に努め、保護者が自信や意欲をなくさないように支えていくことが必要です。



虐待の重症度と対応内容



(3) 対応の仕方・話の聞き方

子どもから虐待の話を聞く

- ・まずは、話を聞くあなた自身が落ち着きます。
- ・話を聞くタイミングは、訴えてきたとき、できるだけその日のうちに時間をつくります。重大な虐待が疑われる内容でも、子どもは軽く話し始めることもあります。逆に迷いながら、話し始めることもあり、そのときを逃さず話を聞きます。
- ・虐待の事実を話してもいいという安心感を与え、「つらかったね」と共感的に聞きます。
 - 「よく話してくれたね」「話してくれてありがとう」
 - ✕「かわいそうに」
- ・状況を確認しようと立て続けに質問すると、大人による示唆や誘導になり、子どもが幼いほど記憶のすりかえにつながるがあるので気をつけます。
- ・子どもの話に矛盾があっても、信じるというメッセージを伝えることが大切です。
 - 「あなたの言ったことを信じるよ」
- ・子どもは“自分が悪い”と思っていることが多いため、そうではないことを伝えます。
 - 「あなたは悪くないよ」
- ・「わからない」という言葉を尊重します。混乱して覚えていなかったり、話すことを迷う気持ちから「わからない」ということもあります。まずは「わからない」という言葉を尊重し、「思い出したらまた話してくれていいからね」などと安心できる言葉かけを行います。
 - ✕「よく思い出して」
- ・叩かれそうになったら、近所の人に助けを求めるなど、再び虐待を受けないために、何ができるか一緒に考えることが大切です。
 - 「何ができるか一緒に考えようね」

・「誰にも言わないで」と言われたときは、できない場合があることを説明します。黙っていて対応が遅れて事態を悪化させるようなことがあってはなりません。子どもを守るために必要なときには、子どもを守ってくれる人に相談することをきちんと伝えなければなりません。

○「あなたを守ってくれる人に相談するね」 ×「誰にも言わないよ」

×「家から出してあげるよ」「お父さんに改めてもらうよ」など、無責任な約束はしません。

×「ひどいことする親だね」など親を責める。

×「なぜ」という質問は子どもには答えられません。責められているように感じてしまいます。

・子どもが話したがらない場合や意思表示ができない場合は子どもの様子や言動、ケガの状況等を細かく観察します。

*ただし、性的虐待の場合は、他の種別の虐待とは異なった対応が求められ、注意が必要です。子どもへの確認は、「何があったの?」「誰からされたの?」についてのみ尋ね、必要以上に聴かないようにして、速やかに西部こども家庭センターまたは「こども家庭相談課」に通告してください。



保護者に虐待の話を聞く

- ・保護者に子どものケガなど心配な状況を確認します。
「どうしたのですか？」と率直に聞きます。日頃から、子どもの様子、体調やケガ、その対処方法などについて、保護者と確認し合う関係を築いておくと、不審な傷を発見したときに、スムーズに質問できます。
- ※（保護者が否定したとしても）周囲が虐待に気づいていることを知ると、叩くなどの行為の抑止になります。虐待の程度が軽く、早い時期であるほど効果的です。
- ・「一緒にこの問題を考えたい」という姿勢を示します。
「大変でしたね」と言い添え、受容的、共感的に話を聴きます。子育てに困難を感じている場合は、子育ての難しさにも理解を示します。また、子どもの良い部分を伝え、子どもへの理解を示します。
- ・通告義務を説明します。
「虐待であるかどうかにかかわらず、子どもに傷やあざがあったときには、報告しないといけない決まりになっている」など、機関として通告義務があることを伝えておきます。次に西部こども家庭センター（児童相談所）による介入が必要な事態になったときに、「以前にも話し合った」「通告すると伝えておいた」と保護者に説明することができます。
- ・虐待を起こさないために具体的にとれる方法を考えます。
どのような事情があるにせよ、虐待行為は絶対に容認したり、正当化できるものではないことを伝えます。その上で、そういった行為をとらなくて済む方法について、一緒に考えます。また、適切な育児方法や具体的な子どもへの関わりについて助言します。
- ・子育て支援に関する社会資源を紹介します。
保護者のニーズを把握し、関係機関や専門相談・福祉サービス等の社会資源を紹介します。

【気を付けたいこと】

- ・子どもを同席させません。
- ・保護者が嘘をついたりごまかしたりしても、そのまま聞き置きます。保護者への非難や詰問は避けます。
- ・時には保護者の怒りや焦燥感をぶつけられるときもありますが、虐待行為を容認したり、不適切な要求を受け入れたりしません。
- ・他の支援者に対する罵りの言葉が出てきた場合は「かばいもせず、同調もせず」が原則です。

★ 最優先は子どもの安全の確保 ★

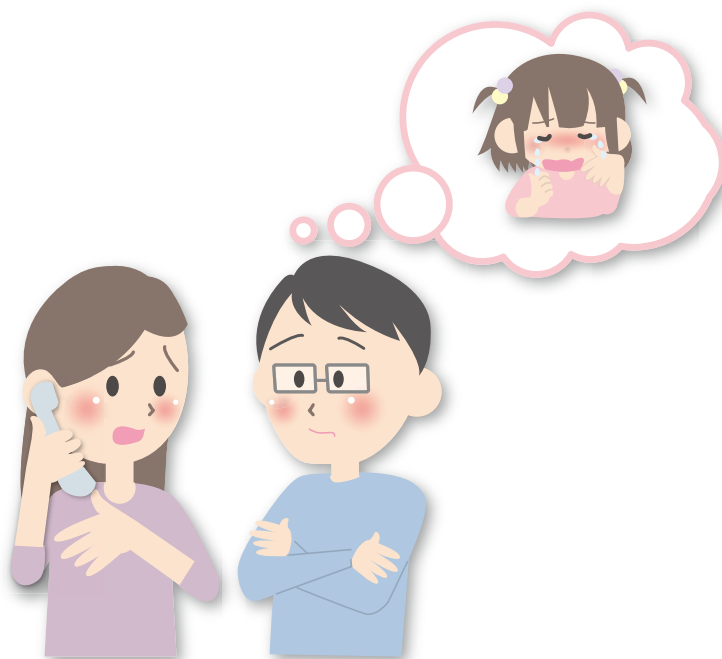
通告によって、保護者や子どもとの関係が壊れてしまうかもしれないと不安を抱くことがあるかもしれませんが、児童虐待の対応において最も大切なのは、子どもの安全です。

通告は支援の第一歩。一時的な保護者などとの関係悪化を恐れず、子どもの安全確保を優先した対応が求められます。

関係機関から情報を提供できる根拠

地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関係する機関並びに医師、歯科医師、保健師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、児童相談所長等から児童虐待に係る児童又はその保護者に関する資料や情報の提供を求められたときは、市町村長、児童相談所長等が業務に必要な限度で利用し、かつ、相当の理由があるときはこれを提供することができる。

(児童虐待防止法第13条の4)



4

要保護児童対策地域協議会

要保護児童対策地域協議会とは、虐待を受けている子どもを始めとする支援対象児童等（要保護児童・要支援児童とその保護者、特定妊婦）の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関等が情報や考え方を共有し、連携の下で対応していくための組織です。

(児童福祉法第25条の2)

(1) 対象

要保護児童

保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

(児童福祉法第6条の3第8項)

要支援児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

(児童福祉法第6条の3第5項)

*児童福祉法上、児童とは、満18歳に満たない者を指します。

特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

(児童福祉法第6条の3第5項)

養育を支援することが必要な児童等を把握して、迅速に支援を開始する

病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、その情報を市町村に情報提供するよう努めなければならない。

(児童福祉法第21条の10の5)

※情報の提供は刑法、その他守秘義務に関する法律に違反しません。

(2) 協議会の構造

協議会は、代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議の三層構造となっています。

代表者会議

関係機関等の代表者で組織され、実務者会議が円滑に機能するよう環境整備を行います。

実務者会議

関係機関等の実務担当者で組織され、支援方針の見直しや主担当機関の確認を行い、総合的に状況を把握します。

個別ケース検討会議

直接関わっている、または今後関わる担当で、具体的な支援の内容等を検討します。

資料、情報提供等の協力

要保護児童対策地域協議会は、支援対象児童等に関する情報の交換及び支援の内容に関する協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

関係機関等は、要保護児童対策地域協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

(児童福祉法第25条の3)

秘密を守る義務

要保護児童対策地域協議会における情報の共有は、支援対象児童等の適切な保護または支援を図るためのものであり、正当な理由がなく、要保護児童対策地域協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(児童福祉法第25条の5)

(3) 協議会のメリット

- 支援対象児童等を早期に発見し、迅速に支援を開始できます。
- 各関係機関等が情報を共有し、課題を共有化できます。
- 関係機関等の中でそれぞれの役割分担について共通の理解を得て、それぞれが責任をもって支援する体制ができます。
- 関係機関等が同じ認識をもって支援することで、支援を受ける家庭にとってより良い支援が受けられます。
- 関係機関等が分担し合って関わることで、それぞれの責任、限界や大変さを分かち合えます。

呉市要保護児童対策地域協議会 医療機関グランドルール

令和5年度の呉市要保護児童対策地域協議会代表者会議で医療機関グランドルールを策定しました。

医療機関グランドルール

医療機関を受診した児童が、次のケースに該当する場合は、医療機関から呉市こども家庭相談課へ相談・通告をする。

- 4か月未満の転落
- 3歳未満の頭部外傷
- 3歳未満の熱傷
- 受傷機転の不明な3歳未満の骨折

身近なキケンから子どもを守ろう

あなたのおうちは大丈夫？



子どものケガで受診された保護者の方へ

家族みんなが安全に過ごせる環境づくりを一緒に考えましょう！

体罰等によらない子育てを広げよう ～みんなで育児を支える社会に～

(1) 子どもの権利が守られる体罰等のない社会へ

令和2年4月に児童福祉法等の改正法が施行され、体罰が許されないものであることが法定化されました。

体罰等が子どもの成長・発達に悪影響を与えることが科学的に明らかになっています。虐待や体罰、暴言を受けた体験がトラウマとなり、心身にダメージを引き起こす一方で、その後の適切な関わりや支援で回復することも報告されています。

社会全体で子どもが安心できる環境を整えることが重要です。

(2) しつけと体罰

しつけとは、子どもの人格を伸ばし、自律した生活を送れるようにするためにサポートして社会性を育むこと。社会生活をしていく上で必要なことをしっかり教え伝えることです。

たとえしつけのためと思っていても、苦痛や不快感を意図的にもたらす行為は体罰になります。

これらは全て「体罰」

- 言葉で3回注意したけどきかないので叩いた。
- 友だちを殴ってケガをさせたので、痛みを分からせようと殴った。
- 夕食前に宿題をする約束をしていたのにしなかったため、夕食を食べさせなかった。
- 掃除をしないので雑巾を顔に押しつけた。

(3) 子育てはいろいろな人の力とともに

保護者が子育てに悩んだときに適切な支援につながるができるように、子育て中の人はもちろん、その周囲の人、教育現場を始めとした子どもの生活の場で子どもの育ちに関わる人など、多くの人々が理解し、体罰等によらない子育てを応援し広げていくことが大切です。

ヤングケアラーをご存じですか

ヤングケアラーとは、「本来大人が担うような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」です。過度な負担により、学校にいけない、友達と遊ぶ時間がない、クラブ活動ができない、勉強に割く時間がないなど、子どもの日常生活や学業等に影響が出ることもあり、適切な支援につなげる必要があります。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。

新 設

令和5年度から 「呉市こども家庭センター」 (こども家庭相談課)を 設置しました

呉市こども家庭センターでは、妊娠・出産、子どもの家庭の悩み、子どもの虐待について、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもからの相談をお受けして、必要な情報の提供、関係機関への連携など幅広い支援をしていきます。

また、相談された方に寄り添いながら相談内容に応じて必要な支援やサービスにおつなぎできるようサポートプランを一緒に考えていきます。

■子育てに関する相談窓口一覧

機 関 名	事業名・事業内容	連 絡 先 等
児童相談所虐待対応ダイヤル		いち 1 はや 8 く 9
広島県 西部こども家庭センター	虐待・養育・非行・不登校・発達・しつけ・ 施設入所・里親等の相談	082 - 254 - 0381
呉市こども家庭相談課 (呉市こども家庭センター)	子どもと家庭児童虐待に関する相談 * 休日夜間は児童家庭支援センター明日葉 に転送	0823 - 25 - 3599
	女性が抱える困難な問題や配偶者暴力 (DV) に関する相談	0823 - 25 - 3599
呉市子育て世代包括 支援センター えがお (呉市こども家庭センター)	妊娠・出産・乳幼児期の子育てに関する相 談	0823 - 25 - 3597
呉市こども支援課	児童手当・こども医療費助成 児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費の助 成、相談	支援 G 0823 - 25 - 3173
呉市保健所 地域保健課	母子健康手帳交付・妊娠・出産・育児等の育 児相談 子どもの発育・発達に関する相談	西保健センター 0823 - 25 - 3542
		東保健センター 0823 - 71 - 9176
呉市生活支援課	生活保護による経済的な相談	0823 - 25 - 3159
呉市こども施設課	保育所入所等に関する相談	保育認定 G 0823 - 25 - 3144
①呉市すこやか 子育て支援センター ②地域子育て支援センター (保育所・こども園・幼稚園で 子育て支援センター・子育て 支援広場を開設)	『地域子育て支援拠点事業』 乳幼児とその保護者が交流できる場を設置 し、子育てについての相談、情報の提供、 助言その他の援助を行います	① 「くれくれ・ば」 0823 - 25 - 3482 「ひろひろ・ば」 0823 - 76 - 1616 ② こども施設課 保育認定 G 0823 - 25 - 3144
呉市ファミリー・ サポート・センター	育児の援助を行いたい者と援助を受けたい 者からなる有償ボランティアの会員組織 相互援助活動の調整・アドバイスを行いま す 【対象】 母子健康手帳受領の日から出産後 100日までの妊産婦及び生後57日から中 学3年生までの子どものいる方	0823 - 25 - 4122 【利用料金】 7:00 ~ 19:00 (月~金) 1時間 600円 上記以外の時間帯 土日、祝日 1時間 700円
呉市障害福祉課	発達が気になるなどの子どもの療育相談や 障害児通所支援、障害児者に関する相談支 援	支援 G 0823 - 25 - 3523
青少年指導センター	学校教育や家庭教育などの教育に関する相 談	もしもし相談電話 0823 - 24 - 8989 9:00 ~ 16:45 (月~金)
広島県警 ①呉警察署 ②広警察署	児童虐待、配偶者暴力 (DV) に関する相談	① 0823 - 29 - 0110 ② 0823 - 75 - 0110
児童家庭支援センター 明日葉	家庭や子どもに関する相談	0823 - 27 - 5371

■広島県共通リスクアセスメントシート

通告受理機関が虐待が起こる背景を理解し、重症度の判断や今後の支援の方向性を検討するために活用する。

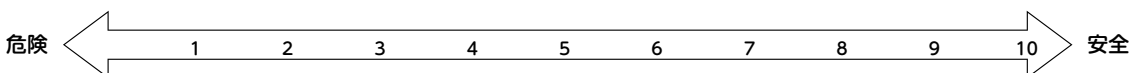
リスクアセスメント・支援プランニングシート (新版加藤モデル参考)		ケース番号:	受理日:	児童氏名:	生年
主 副 副	虐待の種類	虐待の程度 : 該当レベルに○, あてはまる項目を○で囲んでください。(記載上の留意点参照)			
	身体的 ネグレクト 心理的 性的 特定妊婦・要支援	身体的虐待の例 最重度 □頭蓋内損傷を伴う頭部外傷□内臓損傷□首絞め□乳幼児を投げる, 踏みつける, 逆さ吊りする 定義 子供の生命の危険が「ありうる」「危惧する」もの	ネグレクトの例 最重度 □治療が必要なのに治療を受けさせない□乳幼児が脱水症, 栄養失調, 著しい体重減少□乳幼児の長時間放置	心理的虐待の例 最重度 □自殺の強要 □親子心中企図	
該 当 に ○	子の年齢	重度	□骨折・打撲・火傷等で医療を必要とするほどの外傷□幼児への暴力, 打撲, 殴る等 定義 今すぐに生命の危険はないと考えられるが, 現に子供の健康や成長発達に重要な影響を生じているか, 生じる可能性があるもの	□日常的威嚇, 非難, 無視行為 □面前DV※	
	※0~2歳	中度	□顔面の痣□蹴る□引っ掻く□噛む□火傷□針で突く 定義 継続的な治療を要するほどの外傷や栄養障害はないが, 長期的にみると子供の人格形成に重大な問題を残すことが危惧されるもの	□保護者の自傷目撃□強い叱責, 脅し□きょうだいの間差別 □面前DV※	
	※3~就学前	軽度	□跡が残らない程度の単発な暴力 □小さな怪我等 定義 実際に子供への暴力があり, 保護者や周囲の者が虐待と感じているが, 一定の制御があり, 一時的なものと考えられ, 家族関係には重篤な病理が見	□子供への威嚇, 非難, 時々の無視□一時的なきょうだいの間差別□面前DV※	
	小学生	危惧	□「叩いてしまえそう」等の訴えが過去にある 定義 将来虐待等の可能性が高く, 支援が必要な状態にある (特定妊婦, 要支援児童等)	□「子供がかわいそう思えない」「世話をしたくない」等の訴え	
	中学生				
15歳以上					

安否確認・過去の虐待歴等 (※)	情報を得られる機関 児相・医療・保健・警察・学校・幼稚園・保育所・認定こども園・福祉事務所・民生児童委員・近隣住民・施設・その他				
子どもの安否確認	毎日可能	時々できない	できにくい	校風の所属 (有 無)	居住実態不明
過去の虐待歴	入院歴・施設入所歴	きょうだいの被虐待歴	一時保護歴	通告・相談歴 (きょうだい含む)	安否確認ができた
保護者の被虐待歴	被虐待歴・愛されなかった思い・厳しいしつけを受けてきた・過度の期待束縛				

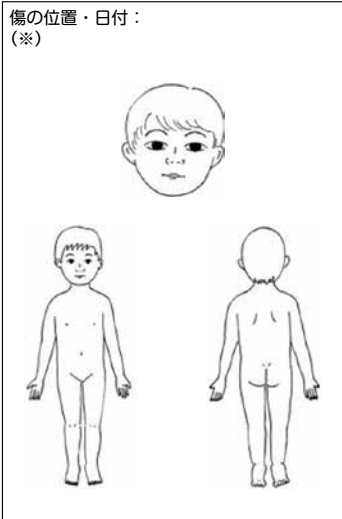
ケース概要: かかわりを始めたきっかけや子どもの安全について問題となっている事実	子ども・保護者

I 子ども・家庭・養育の様子 ※は優先的に把握したいもの 気に留めておく確認項目と内容 (必ずしもすべて埋める必要はありません。)						II 要因 課題・問題点・要因	
※は保護との関連の 高い項目です	不明	はい	やや	疑い	いいえ	以下, 該当項目と思われるものすべてを○で囲んでください。(※) 項目にないものは記入してください。 「養育者」は, 家族の中で誰かが該当すれば○。	
子ども						リスクから予測されるもの・子どもの安全の問題・虐待が起こりうる要因など	
1 心身の発達 ※						低身長・体重増加不良・障害や遅れ (身体・知的・発達)・疾患	
2 精神の状態 ※						表情が乏しい・睡眠リズム・抜毛・自傷・自殺企図	
3 日常的世話の欠如						ひどいオムツかぶれ・身体衣類の汚れ・異臭・不衛生・虫歯・季節に合わない衣類・物が揃わない・健診未受診・予防接種未接種	
4 行動・情緒的問題						感情の起伏が大きい・痲痺・多動・注意惹き行動・攻撃的・遺尿・過食異食・性化行動・万引き・火遊び・夜間徘徊・家出・不登校	
5 子の意思・気持ち ※						家に帰りがたらない・親の前で (萎縮・無表情・口止めに応じる)	
6 心身の状態						精神症状・通院や服薬ができにくい・疾患・手帳 (身体・知的・精神)	
養育者						7 性格的問題 衝動的・未熟・攻撃的・偏り・共感性欠如・人との関わり嫌い・被害的・その場逃れ・嘘が多い	
8 依存症等 ※						アルコールの匂い・視線がうつろ・摂食障害・依存症 (アルコール・薬物・ギャンブル・買い物・盗癖)	
9 家事・養育能力 ※						送迎ができない・障害疾患のため能力低下・妊娠中	
養育状況・ 態度						10 妊娠・出産前後 予期せぬ妊娠・健診回数少ない・飛び込み出産・若年・母子手帳発行遅延・くりにかえず妊娠	
11 虐待の継続性 ※						単発・1~2か月に1回・繰り返し・常習	
12 子への感情・態度						子ども嫌い・出産の後悔・可愛がったり突き放したり・疎ましい・無関心・子をけなす・過干渉・脅す	
13 虐待自覚なし ※						問題意識なし・体罰容認・嫉主張・虐待の否定・隠蔽	
14 養育意欲なし						改善意欲なし・子にかかわらない・ケアの怠慢・長時間や夜間放置・食事や医療を与えない	
15 養育知識なし						知識不足・技術不足・期待過剰・価値観の違い	
家庭						16 家族問題 不和・別居・家出・未婚・離婚・内縁・ステップファミリー・家族構成の変化・介護	
17 DV						加害者 ()・DVの種類 (身体的・精神的・性的・経済的・社会的隔離)	
18 経済問題						借金・生活苦・失業・転職・不定的就労・計画性欠如・生保廃止	
19 生活環境						劣悪な居住環境・住宅狭小・安全への配慮なし・不衛生・居住不定	
20 子を守る人なし ※						同居している大人がいても, 子どもを守れない・虐待者以外に大人がいない	
サポート						21 社会的支援なし ※ 孤立的・親族関係 (対立・過干渉・応援なし)・転居	
22 関係機関に協力態度なし						拒否・接触困難・抵抗・不信感	
23 援助効果なし						改善が期待できない・聞きながす	

III セイフティ・スケール
会議の参加者による評価の違いを利用して, 事例を多面的に理解し, 各々の立場や役割の違いについて話し合います。
危険と安全に関する情報に基づいて, 現状を尺度上で評価し10に近づくための支援を検討 (子どもが最も危険が「0」安全な状況が「10」)



(保護の検討が必要)	
在宅で子どもの安全が確保できない状況と判断される場合	
緊急時の対応	

月日: 年 月 日	所属校園:	記入者所属氏名: ○○課 ○○○○
性的虐待の例 <input type="checkbox"/> 妊娠 <input type="checkbox"/> 強制的性交等 <input type="checkbox"/> 強制的わいせつ <input type="checkbox"/> 性器を見せる <input type="checkbox"/> 着衣の上から触る <input type="checkbox"/> 性描写や性交渉を見せる <input type="checkbox"/> 着替えを覗く <input type="checkbox"/> 浴室に入ってくる <input type="checkbox"/> 子供への卑猥な言動 <input type="checkbox"/> 性的描写物の放置 られないもの <input type="checkbox"/> 疑い	ジェノグラム (※)	(おことわり) 本シートはよりよい在宅支援のために保護者・子どもと関係機関等が目標達成に向けて現状を共有認識とするために用います。そのため状況を表す各文言については保護者等を非難・問題視する意図はなく、共通認識が可能となりやすい表現を用いています。
同居の家族等 (※)	父 (実・継・養)・内縁男性 母 (実・継・養)・内縁女性 祖父 (父方・母方) 祖母 (父方・母方) おじ・おば・きょうだい (実・異父・異母) その他 ()	エコマップ (※) 傷の位置・日付: (※) 

の希望	長期目標・ゴール (支援を終結できる子どもの安全な状況)
-----	------------------------------

の整理	IV 支援方法	役割分担
つよみ (ストレングス)	短期目標・具体的支援策	担当期間 (者)
(安全) うまくやれているところ・解決に役立つこと (望み・動機付け・能力・長所などをすべて)	(支援内容) ・子どもの安全のための手立て、具体策 ・家族ができるようになること この欄は、罫線にかかわらず、優先順位の高い支援策から記入できます。	

サービス利用チェック		
活用中	番号	今後必要
		サービスとして使うことが期待される地域の社会資源や人材 すでに活用中のものは左に○ 利用が望ましいものは右に○
	1	子の治療・相談 (身体面・発達・心理面)
	2	保育所・認定こども園・幼稚園
	3	学校支援 (生活・登校) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー
	4	特別支援教育・児童発達支援等の療育・健診後フォロー
	5	障がい児放課後等デイ・放課後児童クラブ
	6	学習支援・子ども食堂
	7	その他 ()
	8	親の治療・カウンセリング
	9	訪問看護・服薬管理・通院支援
	10	家事育児支援・養育支援訪問・ファミサポ・ヘルパー・登校園支援・その他
	11	手帳取得・障害者自立支援
	12	その他 ()
	13	妊婦健診・助産制度
	14	グループケア・親教育・支援プログラム
	15	個別相談 家庭訪問 () 来所相談 ()
	16	ショートステイ・トワイライト・一時預かり
	17	子育て支援サービス (ひろば事業など)
	18	その他 ()
	19	生活保護・生活困窮者・母子・父子
	20	DV被害者支援・婦人相談・母子生活支援施設・シェルター
	21	就学援助・自立支援医療・小児慢性特定疾患・難病医療
	22	諸手当・年金・貸付・住宅・就労支援
	23	その他 ()
	24	家族・親族の協力・民生児童委員
	25	諸手続きの支援 (付添・代理)
	26	その他 ()

な状況)	児童相談所と市町村の役割分担 (主担当は、児相・市町村)
	緊急度・重症度が高いので、児童相談所が主
	今は児童相談所が主だが、今後市町村にシフト
	市町村が主となり対応する
	児童相談所と市町村が共同対応する
	状況が悪くなる可能性があり、児童相談所につなぐ準備をする

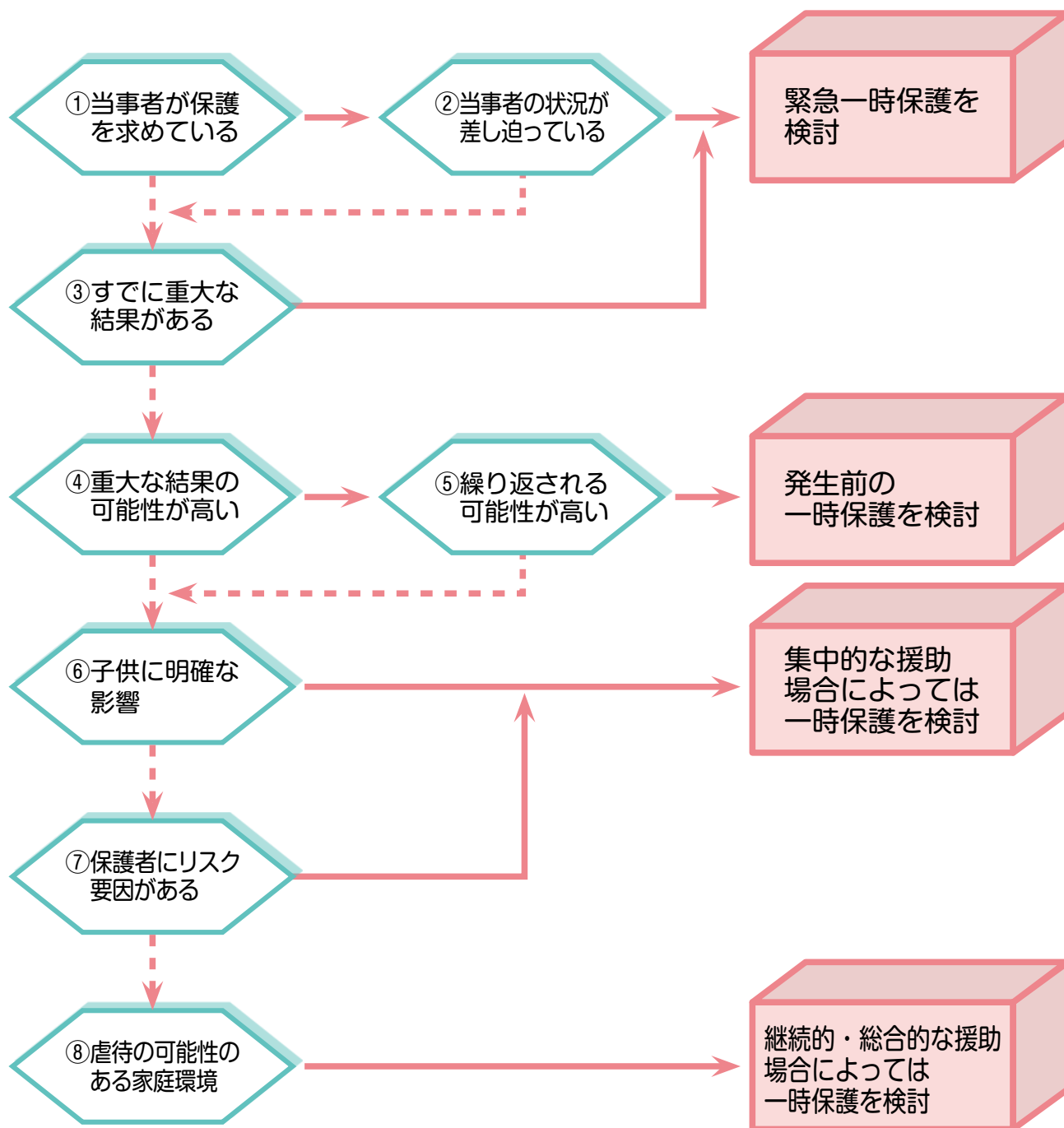
次回個別ケース検討会議開催
開催時期 () 未定 ()
次回新たに招集する機関

■一時保護に向けてのアセスメントシート

通告受理機関が客観的に一時保護の要否を判断するために活用する。

判 定 事 項		判断情報記入欄
①	当事者が保護を求めているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/>	子供自身が保護、救済を求めている	※情報等
<input type="checkbox"/>	保護者が、子供の保護を求めている	
②	当事者の訴える状況が差し迫っているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/>	確認にいたらないものの性的虐待の疑いが濃厚であるなど	
<input type="checkbox"/>	このままでは「何をするか分からない」「殺してしまいそう」の訴えなど	
③	すでに虐待により重大な結果が生じているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/>	性的虐待（性交、性的行為の強要、妊娠、性感染症罹患、）	
<input type="checkbox"/>	致命的外傷（外傷種類と部位：）	
<input type="checkbox"/>	ネグレクト（例：栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄、治療拒否、その他：）	
④	次に何か起これば、重大な結果が生ずる可能性が高いか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/>	乳幼児	
<input type="checkbox"/>	生命に危険な行為（例：頭部打撃、顔面攻撃、首締め、シエーキング（揺さぶり）、道具を使った体罰、逆さ吊り、戸外放置、溺れさせる、その他：）	
<input type="checkbox"/>	性的行為にいたらない性的虐待（）	
⑤	虐待が繰り返される可能性が高いか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/>	新旧混在した傷（部位と程度：），入院歴（）	
<input type="checkbox"/>	過去の介入（例：複数の通告、相談歴、一時保護、施設入所歴、「きょうだい」の虐待歴、その他：）	
<input type="checkbox"/>	保護者に虐待の認識・自覚なし	
<input type="checkbox"/>	保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱	
⑥	虐待の影響と思われる症状が子供に表れているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/>	保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安、（）	
<input type="checkbox"/>	面接場面での様子（例：無表情、表情が暗い、鬱的、体の緊張、過度のスキンシップを求める、その他：）	
<input type="checkbox"/>	虐待に起因する身体症状（例：発育・発達の遅れ、腹痛、嘔吐、白髪化、脱毛、その他：）	
⑦	保護者に虐待につながるリスク要因があるか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/>	子供への拒否的感情・態度（例：拒否、愛情欠如、差別など不当な扱い、予期しない妊娠出産、母子健康手帳未発行、乳幼児健診未受診、その他：）	
<input type="checkbox"/>	精神状態の問題（例：鬱的、精神的不安定、妊娠・出産のストレス、強い育児不安、その他：）	
<input type="checkbox"/>	性格的問題（例：衝動的、攻撃的、未熟性、その他：）	
<input type="checkbox"/>	アルコール・薬物等の問題（例：現在使用、過去に経験がある、その他：）	
<input type="checkbox"/>	公的機関等からの援助に対し、拒否的・改善が見られない、改善するつもりがない	
<input type="checkbox"/>	家族・同居者間での暴力（DV等）、家庭内不和、その他（）	
<input type="checkbox"/>	日常的に子供を守る人がいない	
⑧	虐待の発生につながる可能性のある家庭環境等	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/>	虐待によるのではない子供の生育上の問題等（例：発達や発育の遅れ、未熟児、障害、慢性疾患、その他：）	
<input type="checkbox"/>	子供の問題行動（例：攻撃的、盗み、家出、徘徊、虚言、性的逸脱、退行、自傷行為、盗み食い、異食、過食、その他：）	
<input type="checkbox"/>	保護者の生育歴（例：被虐待歴、愛されなかった思い、その他：）	
<input type="checkbox"/>	養育態度・知識の問題（例：意欲なし、知識不足、不適切、期待過剰、家事能力不足、その他：）	
<input type="checkbox"/>	家族状況（例：保護者等（祖父母、養父母等を含む）の死亡・失踪、離婚、妊娠・出産、ひとり親家庭、その他：）	

■一時保護に向けてのフローチャート



【解説】

- A. ①②③のいずれかで「はい」がある時 → 緊急一時保護の必要性を検討
- B. ④に該当項目がありかつ⑤にも該当項目があるとき → 虐待が発生しないうちに保護する必要性を検討
- C. ①～⑤いずれにも該当項目がないが⑥⑦のいずれかで「はい」がある場合
 - 表面化していても深刻化する可能性
 - あるいは虐待が深刻化する可能性
 - 虐待リスクを低減するための集中的援助。その見通しによっては一時保護を検討
- D. A～Cのいずれかに該当がなく、⑧のみに「はい」がある場合
 - 家族への継続的で総合的援助が必要。場合によっては、社会的養護のための一時保護の必要性を検討

児童福祉法（抜粋）

昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号
最終改正：令和 5 年 6 月 16 日法律第 63 号

（児童の権利）

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

（国民等の責務）

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

（保護者の支援）

第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

（事業）

第六条の三

①～④（略）

⑤ この法律で、養育支援訪問事業とは、内閣府令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。）若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）（以下「要支援児童等」という。）に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。

⑥・⑦（略）

⑧ この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第二十七条第一項第三号の措置に係る児童について、内閣府令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の養育に関し相当の経験を有する者その他の内閣府令で定める者（次条に規定する里親を除く。）の住居において養育を行う事業をいう。

⑨～⑭（略）

第二十一条の十の五 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するよう努めなければならない。刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

（要保護児童対策地域協議会の設置）

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第十項に規定する保護延長者を含む。次項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

③ 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

④ 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。

⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、内閣府令で定めるところにより、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、こども家庭センターその他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

⑥ 市町村の設置した協議会（市町村が地方公共団体（市町村を除く。）と共同して設置したものを含む。）に係る要保護児童対策調整機関は、内閣府令で定めるところにより、専門的な知識及び技術に基づき前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として内閣府令で定めるもの（次項及び第八項において「調整担当者」という。）を置くものとする。

⑦ 地方公共団体（市町村を除く。）の設置した協議会（当該地方公共団体が市町村と共同して設置したものを除く。）に係る要保護児童対策調整機関は、内閣府令で定めるところにより、調整担当者を置くように努めなければならない。

⑧ 要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者は、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

（資料又は情報の提供等の協力）

第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

② 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

(秘密を守る義務)

第二十五条の五 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

児童虐待の防止等に関する法律（抜粋）

平成 12 年 5 月 24 日法律第 82 号
最終改正：令和 4 年 12 月 16 日法律第 102 号

(目的)

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。
(児童虐待の定義)

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭の環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センター（次条第一項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。）、学校及び医療機関の間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

②～⑧（略）

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他の児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

② 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

③ 第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。

④ 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するよう努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

⑤ 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

② 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

- ③ 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通告又は送致を受けた場合の措置）

第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずる～（略）～。

一・二（略）

②（略）

- ③ 前二項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

（施設入所等の措置の解除等）

第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果、当該児童の家庭環境その他内閣府令で定める事項を勘案しなければならない。

- ② 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置又は行われた一時保護を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再統合の促進その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活することを支援するために必要な助言を行うことができる。

- ③ 都道府県知事は、前項の助言に係る事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委託することができる。

- ④ 前項の規定により行われる助言に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（児童虐待を受けた児童等に対する支援）

第十三条の三 市町村は、子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（次項において「特定教育・保育施設」という。）又は同法第四十三条第二項に規定する特定地域型保育事業（次項において「特定地域型保育事業」という。）の利用について、同法第四十二条第一項若しくは第五十四条第一項の規定により相談、助言若しくはあっせん若しくはは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四条第三項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

- ② 特定教育・保育施設の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者は、同法第三十三条第二項又は第四十五条第二項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童（同法第十九条第一項第二号又は第三号に該当する児童に限る。以下この項において同じ。）又は当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

- ③ 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

- ④ 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

（資料又は情報の提供）

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（親権の行使に関する配慮等）

（児童虐待に係る通告）

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

- ② 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

主な参考文献

- ① 厚生労働省 子ども虐待対応の手引き
- ② 厚生労働省 「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン)
- ③ 厚生労働省 要保護児童対策地域協議会設置・運営指針
- ④ こども家庭庁 体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～
- ⑤ 在宅アセスメント研究会 在宅支援共通アセスメント・プランニングシート活用のおてびき
(利用解説書改訂版)
- ⑥ こども家庭庁 ヤングケアラーについて



「オレンジリボン運動」は、子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。

オレンジリボン運動を通して子ども虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に関心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指しています。

呉市子ども虐待対応ガイドライン

(令和5年度)

令和6年3月発行

発行 呉市
編集 呉市こども部 こども家庭相談課
〒737-0041
呉市和庄1-2-13 すこやかセンターくれ3階
☎ (0823) 25-3599

